

〈福崎町の未来図〉



高岡小学校6年

あき たけ れい な
秋武 伶 奈

基本計画

第7章 計画実現の方策

第7章

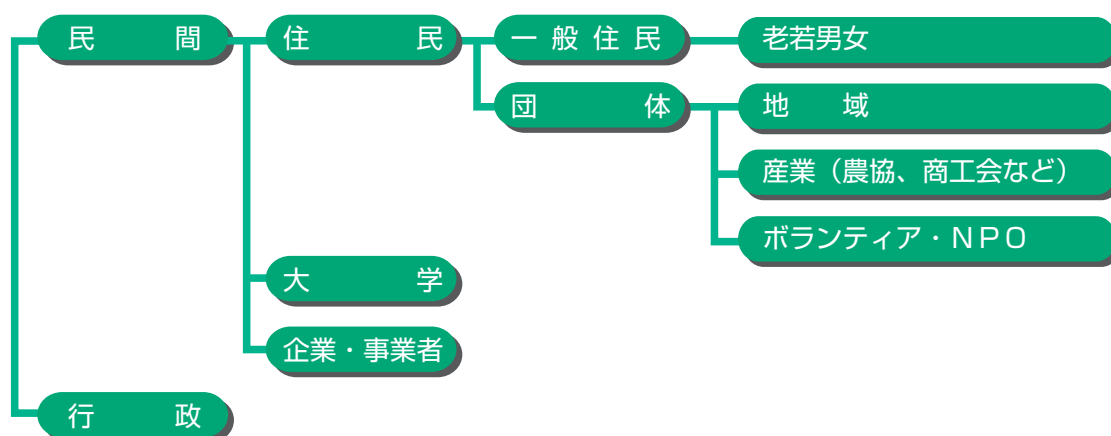
計画実現の方策

この基本計画は、21世紀初頭における本町の将来像とその実現化のためのまちづくりの基本方向などを示した基本構想に基づき、具体的な施策とその内容を示したものです。

そして、この計画を実現していくためには、本町の行政組織が総力をあげて取り組むとともに、住民や学生、企業間の役割分

担に基づき、参画と協働を重視し、国や県の協力と支援、周辺市町との連携により進めていくことが大切です。

そこで、以下に示す方策を計画的かつ積極的に推進し、計画の実現に向けて取り組みます。計画の推進主体としては、次の主体が考えられます。



(1) 参画と協働によるまちづくり

従来まちづくりは、行政が国や県の指導をはじめ他市町村のまちづくりを考慮しながら住民のニーズに応える形で進めてきました。近年は、社会の成熟化などにより、地域における課題や住民ニーズも多様化していますが、一方、住民のまちづくりへの関心や参加意識が高まっています。

したがって、行政のみならず住民や事業者もそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、協力しあいながらまちづくりを進めます。すべてのひとが、創意と熱意と努力

を持ってまちづくりに参画し、幅広い交流や地域間の連携を強めます。

以上より、「活力にあふれ 風格のある住みよいまち」をめざし、住民を主体に参画と協働によるまちづくりを進めます。

(2) 住民と大学と企業・事業者の連携体制づくり

計画の推進には、知識や知恵、人のネットワークなどが必要です。そのためには、計画の推進のための住民と大学と企業・事業者の連携体制づくりを進めます。また、世代間、男女間、各地域間などの情報や体験交流、連携の強化のための組織づくりを進めます。

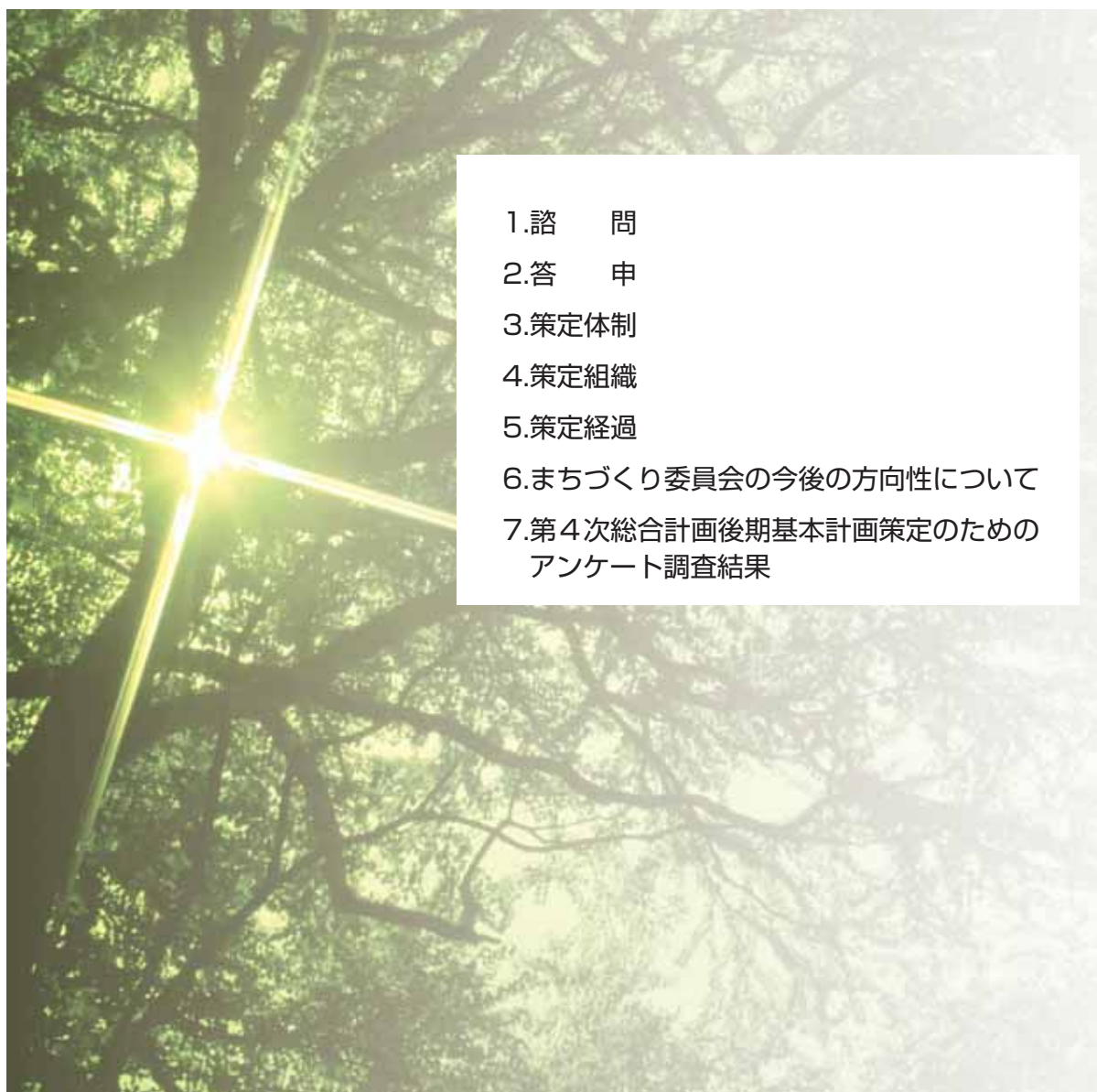
(3) 計画の評価

行政における事務・事業の選択や重点化、見直しについて、情報の公開によって住民との合意形成を進めることにより、行政の公平性・透明性の向上を図ります。また、外部評価も視野にいれた「行政評価」を取り入れ、その結果を今後の施策や事業の改善に反映させることにより、優先度の高い施策に力点を移し、効率的かつ公正な行政運営を進めます。

(4) 庁内体制の強化

この計画を実現していくためには、庁内組織全体が積極的に取り組むことが必要です。また、各課・各係などの連携が必要な施策については、協力的な推進に努めます。また、施策などの遂行に際しては、課・係を越えたチーム編成や外部からの専門家を加えた編成などを行い、全町的な執行推進体制を構築していきます。





1. 諮 問
2. 答 申
3. 策定体制
4. 策定組織
5. 策定経過
6. まちづくり委員会の今後の方向性について
7. 第4次総合計画後期基本計画策定のためのアンケート調査結果

資 料

福企第36499号
平成21年1月21日

福崎町総合計画審議会
会長 谷口守男 様

福崎町長 嶋田正義

福崎町第4次総合計画の策定について（諮問）

福崎町では、“活力にあふれ 風格のある 住みよいまち”を将来像に掲げた、福崎町第4次総合計画を平成16年に策定し、平成25年度を目標とした基本構想により施策の推進を図ってきましたが、計画策定から4年が経過し、本町を取り巻く環境の変化を踏まえ、後期基本計画を策定するとともに、基本構想についても修正することといたしました。

つきましては、福崎町第4次総合計画「基本構想（修正案）」並びに「後期基本計画（案）」を策定しましたので、貴審議会の意見を求めます。

記

福崎町第4次総合計画「基本構想（修正案）」
福崎町第4次総合計画「後期基本計画（案）」

平成21年2月20日

福崎町長 嶋田正義 様

福崎町総合計画審議会
会長 谷口守男

福崎町第4次総合計画基本構想の修正及び後期基本計画について（答申）

平成21年1月21日付で貴職から諮問のあった福崎町第4次総合計画「基本構想（修正案）」及び「後期基本計画（案）」について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった基本構想（修正案）及び後期基本計画（案）は、福崎町をめぐる現状と動向を認識しつつ、21世紀を迎え「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」福崎町を実現するための方向を示しており、妥当な内容と認めます。

今後、その趣旨を広く住民に周知徹底されるとともに、構想の実現に向け、具体的な施策の推進を図られるよう希望します。

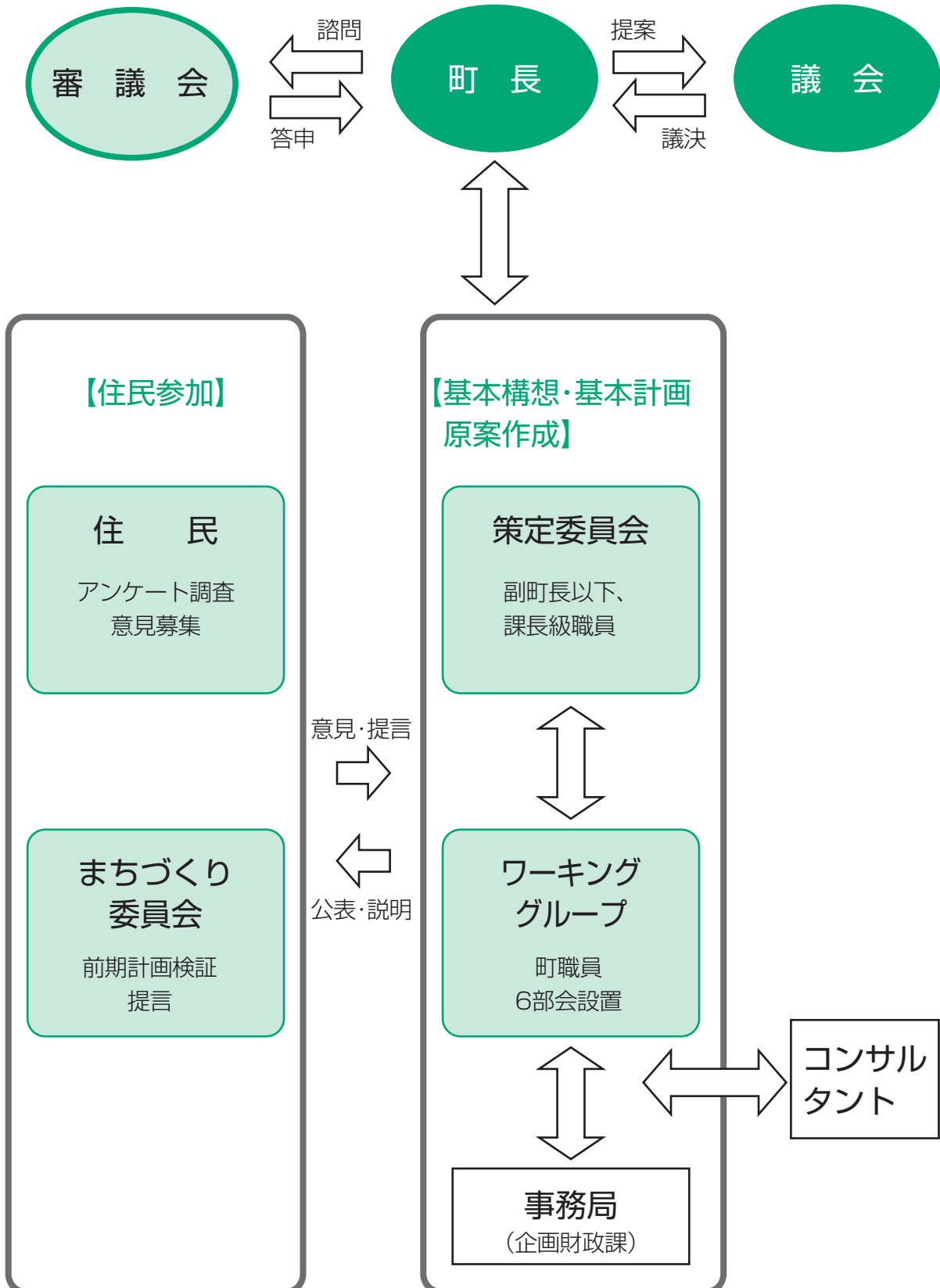
なお、当審議会における意見を付言するので、計画の策定・推進にあたって、十分配慮されるよう要望します。

【意見】

- (1) 今回諮問のあった福崎町第4次総合計画基本構想（修正案）及び後期基本計画（案）は西暦2013年（平成25年）を目標とするものである。この間の福崎町をめぐる環境は、少子高齢社会への移行をはじめ、情報化や国際化などの進展とともに地方分権を含めて大きく変化することが予想されるので、本計画においては、特にこのような社会の変化に的確に対応し、住民福祉の向上を図るべきである。
- (2) 現行の第4次総合計画前期基本計画の達成状況を十分に勘案し、後期基本計画の推進に取り組むべきである。
- (3) この計画の実現のためには、町当局及び関係機関の努力はもとより、広く住民各層の理解と協力が不可欠である。このため、今後とも住民相互の交流を深め、住民の知恵と力を結集し、参画と協働によるまちづくりを進めるべきである。
- (4) まちの活性化のためには目標人口の達成はもとより、量的な充実とともに質的に充実することも大切である。そのため、自然、歴史・文化などの地域資源を生かし、人づくりや組織づくりをはじめ、住民、企業・事業者、大学との連携を強化し、調和のとれた施策展開を進めるべきである。また、町としてこれらを横断的に進める人材を配置し、継続的に事業を推進するよう要望する。
- (5) 後期基本計画や実施計画・個別計画の内容や進捗状況などを評価し、優先順位をはじめその評価に基づき計画の見直しも視野に入れながら施策の推進に取り組まれない。
- (6) “福崎らしさ”の実現をめざし、今後の福崎町の発展を促すため、基本構想の6つの重点施策に積極的な取り組みを要望する。

3. 策定体制

第4次総合計画 後期基本計画 策定体制



福崎町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、福崎町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、福崎町総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要のつど町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町内の公共的団体の役員及び職員
- (3) 県又は他の地方公共団体の職員
- (4) 学識経験者

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明)

第6条 会長は、審議会において必要と認めたときは、学識経験を有する者、関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求めて、その説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初の審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

総合計画審議会委員

区 分	氏 名	備 考
(1) 町議会の議員	平 岡 武	議会副議長
	富 田 昭 市	総務文教常任委員会委員
	高 井 國 年	民生常任委員会委員長
	難 波 靖 通	産業建設常任委員会委員長
(2) 町内の公共的団体の役員及び職員	大 塚 祥 子	教育委員会委員
	◎ 谷 口 守 男	商工会副会長
	中 井 肇	農業委員会会長
	○ 松 岡 政 行	区長会副会長
	林 和 信	民生児童委員協議会副会長
	長 田 優 美 子	婦人会会長
	高 岡 博 美	JA兵庫西福崎東支店長
(3) 県又は他の地方公共団体の職員	澤 木 正 幸	兵庫県中播磨県民局参事
(4) 学識経験者	宮 内 康 伴	福伸電機(株)代表取締役社長
	足 立 泰 紀	近畿医療福祉大学准教授
	松 岡 豊	都市計画審議会委員

◎審議会会長 ○審議会副会長

福崎町総合計画策定まちづくり委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 住民と行政が協働して、将来のまちづくりの基本となる福崎町第4次総合計画後期基本計画を策定するため、福崎町総合計画策定まちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 まちづくり委員会は、福崎町総合計画の策定に向けての提案及び調査を行う。

(組織)

第3条 まちづくり委員会は、15名程度の委員をもって組織し、町長が委嘱する。

(座長及び副座長)

第4条 まちづくり委員会に座長1名及び副座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり委員会は、座長が招集し、座長が議長となる。

(意見の聴取)

第6条 まちづくり委員会は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 まちづくり委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行し、総合計画が策定されたときにその効力を失う。

まちづくり委員会委員

区 分	氏 名
座 長	西 井 勝 彦
副 座 長	藤 本 明 弘
委 員	大 段 宏 美
//	小 幡 八 郎
//	後 藤 壽 男
//	滝 田 裕 一
//	田 崎 正 和
//	徳 村 奈 々 子
//	埴 岡 照 子
//	福 田 泰 千
//	藤 本 勝 彦
//	松 岡 勝 美

福崎町総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 社会・経済情勢の変化、町民の価値観・ニーズの変化に対応し、将来のまちづくりの基本となる福崎町第4次総合計画の基本構想及び基本計画部分の見直しを図るため、福崎町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福崎町第4次総合計画の基本構想修正原案及び後期基本計画原案を策定する。

(委員会)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第4条 委員会の補助機関として、福崎町総合計画策定ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第5条 総合計画策定に関する庶務を処理するため企画財政課に事務局を置く。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行し、総合計画が策定されたときにその効力を失う。

総合計画策定委員

役 職	職 名	氏 名
委 員 長	副 町 長	橋 本 省 三
副 委 員 長	教 育 長	岡 本 裕
委 員	技 監	樋 口 和 夫
//	会 計 管 理 者	田 郷 正 則
//	議 会 事 務 局 長	中 塚 保 彦
//	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
//	企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之
//	税 務 課 長	志 水 清 二
//	住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴
//	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
//	産 業 課 長	井 上 茂 樹
//	ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄
//	下 水 道 課 長	後 藤 守 芳
//	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五
//	社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一
//	水 道 課 長	豊 國 明 紀

福崎町総合計画策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 福崎町第4次総合計画の基本構想の修正及び後期基本計画の策定にあたり、福崎町総合計画策定委員会の補助機関として福崎町総合計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、総合計画策定に必要な調査研究を行い、福崎町第4次総合計画の基本構想修正及び後期基本計画の原案作成に従事する。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、町長が任命する職員をもって組織する。

(招集)

第4条 ワーキンググループの会議は、副町長が招集する。

(部会)

第5条 ワーキンググループは、次に定める部会を設置する。

- (1) 協働社会づくり部会
- (2) ひとづくり部会
- (3) 健康・福祉づくり部会
- (4) 基盤づくり部会
- (5) 安心づくり部会
- (6) 産業づくり部会

- 2 部会には、部会長、副部会長、書記及び委員を置き、副町長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集する。
- 6 書記は、会議終了後会議記録を企画財政課に提出する。
- 7 各部会の総合調整のため部会長会を設置する。
- 8 部会長会の会議は企画財政課長が招集する。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、副町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行し、総合計画が策定されたときにその効力を失う。

ワーキンググループ委員

部 会 名	委 員	助 言 者	
協働社会づくり部会	◎萩原 昌美 ○大塚 謙一 △高嶋 優 竹本真由美	中野千世子 西井 尚子 澤田 和也 岡田 憲治	田郷 正則 中塚 保彦
ひとづくり部会	◎木村 巧 ○牛尾 良子 △出田 直 小田 茂代	前田久留美 福永 知美 橋本 繁樹 西村由紀子	志水 清二 高井 紳一 山口 省五
健康・福祉づくり部会	◎内藤 晴三 ○三木 雅人 △石川 博憲 山本ひふみ	出口 純子 石川美智代 高木 智美 藤田 裕文	牛尾 敏博 高松 伸一
基盤づくり部会	◎豊國 明仁 ○福永 聡 △吉田 利彦 岩木 秀人	山下 勝功 岡本 昌文 山本 克典 小川 知男	樋口 和夫 志水 利雄 後藤 守芳
安心づくり部会	◎松岡 伸泰 ○森 公宏 △蔭谷 秀樹 鎌谷 順子	中農 美香 高馬 明弘 竹内 一貴 植戸 健夫	豊國 明紀 尾崎 吉晴
産業づくり部会	◎木村 千晴 ○牛尾 和代 △成田 邦造 高原 秀彦	大塚 尚典 小幡 伸一 鷺尾 進吾 山口 瑞穂	樋口 和夫 井上 茂樹

◎部会長 ○副部会長 △書記

事務局 課 長 近藤 博之
課長補佐 谷岡 周和
主 査 中村 歩

5.策定経過

■ 議会

全員協議会	H20.12.18	第4次総合計画見直し案の報告
第420回議会	H21. 3.24	第4次総合計画基本構想(修正)を議決

■ 総合計画審議会

第1回総合計画審議会	H20. 7.15	アンケート調査(案)の審議
第2回総合計画審議会	H20.10.24	基本構想(修正案)、後期基本計画(素案)の審議
第3回総合計画審議会	H20.11.17	後期基本計画(素案)の審議
第4回総合計画審議会	H20.12. 2	
第5回総合計画審議会	H21. 1.21	
第6回総合計画審議会	H21 .2.20	基本構想(修正案)及び後期基本計画(案)の答申

■ まちづくり委員会

第1回まちづくり委員会	H20. 7.19	主要アクションの進行評価
第2回まちづくり委員会	H20. 9. 7	主要アクションの絞り込み
第3回まちづくり委員会	H20.10. 5	
第4回まちづくり委員会	H20.11. 9	まちづくり委員会の今後の方向性を討議
第5回まちづくり委員会	H20.12.21	まちづくり委員会の今後の方向性のまとめ

■ 策定委員会

第1回策定委員会	H20. 7. 4	アンケート調査(案)の検討
第2回策定委員会	H20. 7.24	アンケート調査(案)の再検討
第3回策定委員会	H20. 8.28	目標人口推計について討議
第4回策定委員会	H20.10. 9	基本構想(修正案)、後期基本計画(素案)について討議
第5回策定委員会	H20.10.20	後期基本計画(素案)について討議
第6回策定委員会	H20.10.23	
第7回策定委員会	H20.11.10	
第8回策定委員会	H20.11.25	
第9回策定委員会	H21. 1.19	後期基本計画(素案)に係る意見の調整

■ ワーキンググループ

全体会議	H20. 6.11	総合計画体制・策定内容の説明
第1回協働社会づくり部会	H20. 6.27	アンケート調査(案)の検討
第2回 //	H20. 7.23	前期基本計画の検証
第3回 //	H20. 9. 3	基本構想(修正案)について討議
第4回 //	H20. 9.17	基本計画(素案)について討議
第5回 //	H20. 9.25	
第6回 //	H20.10.14	
第1回ひとづくり部会	H20. 6.18	アンケート調査(案)の検討
第2回 //	H20. 8.12	前期基本計画の検証
第3回 //	H20. 8.29	
第4回 //	H20. 9.24	基本計画(素案)について討議
第5回 //	H20.11. 4	
第1回健康・福祉づくり部会	H20. 6.24	アンケート調査(案)の検討
第2回 //	H20. 7.25	前期基本計画の検証
第3回 //	H20. 7.31	
第4回 //	H20. 8.29	基本構想(修正案)について討議
第5回 //	H20. 9.17	基本計画(素案)について討議
第6回 //	H20. 9.22	
第7回 //	H20.10.27	
第1回基盤づくり部会	H20. 6.23	アンケート調査(案)・人口フレームの検討
第2回 //	H20. 7.22	人口フレームの検討 前期基本計画の検証
第3回 //	H20. 8. 7	基本構想(修正案)について討議
第4回 //	H20. 8.19	
第5回 //	H20. 9. 1	基本計画(素案)について討議
第6回 //	H20. 9. 9	
第7回 //	H20.10.15	基本構想(修正案)について討議
第8回 //	H20.11. 5	基本計画(素案)について討議
第1回安心づくり部会	H20. 6.19	アンケート調査(案)の検討
第2回 //	H20. 8. 7	前期基本計画の検証
第3回 //	H20. 8.21	
第4回 //	H20. 9. 4	
第5回 //	H20.10. 2	基本計画(素案)について討議
第6回 //	H20.11. 4	

第1回産業づくり部会	H20. 6.18	アンケート調査(案)の検討
第2回 //	H20. 7.28	前期基本計画の検証
第3回 //	H20. 8.26	基本構想(修正案)について討議
第4回 //	H20. 9.18	基本計画(素案)について討議
第5回 //	H20.10.31	

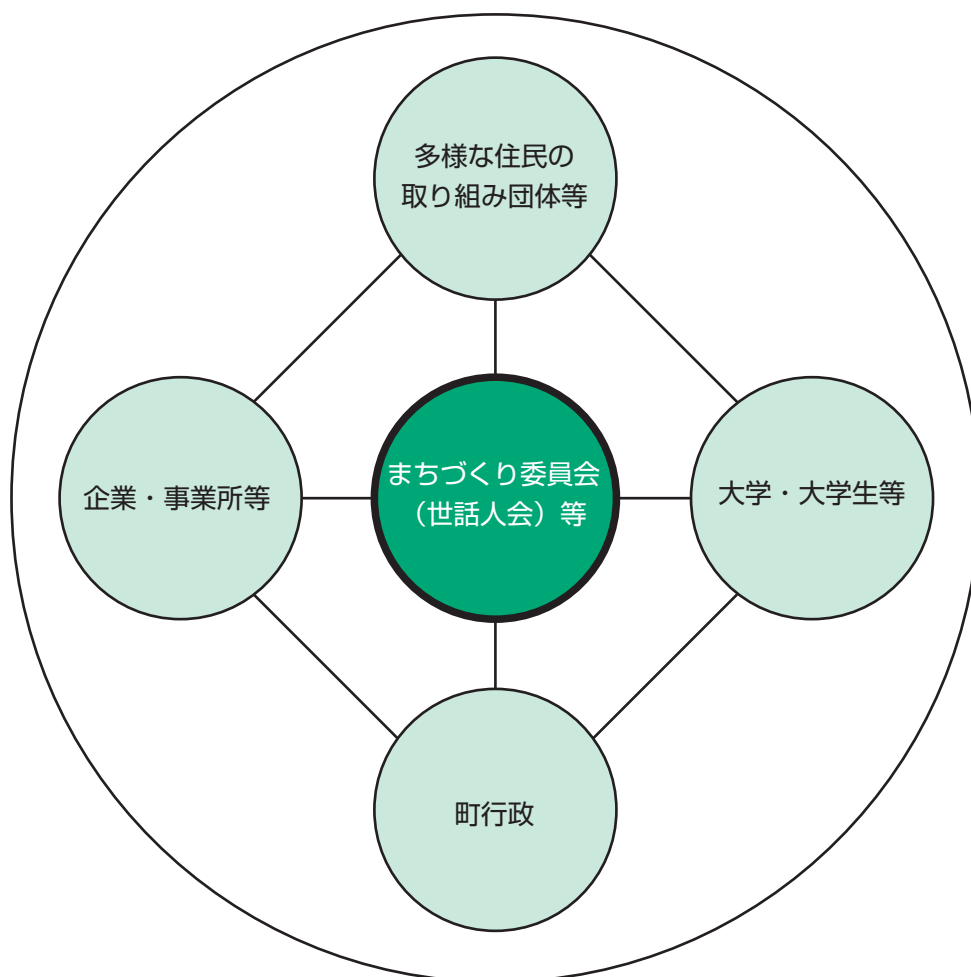
まちづくり委員会の今後の方向性について

- 5年前の第4次総合計画策定時に、第1期のまちづくり委員会が公募によりスタートし、今回、その成果である「福崎町総合計画推進のための主要アクション（住民ができる行動）提案」の振り返りを行いました。
- その結果、いくつかのアクションが進められてきていることがわかり、また、一方では今回新たな提案もあがってきました。
- まちづくりには、継続的な情報「土」と外からの情報「風」の両面が大切です。特に、まちづくりに必要な要素として、よく言われているのが「若者、ばか者、よそ者」の3者で、従来の考え方等を乗り越えていく可能性があるのがこの3者であるといえます。
- 福崎町の強味は、祭りの結束力などの伝統である「土」と交通条件の良さや大学立地による「風」のバランスの良さではないかと考えます。いわゆる「風土」であり、将来像としては「風格」という言葉にその意味が込められています。
- 主要アクションの数が多いので、重点アクションを選定するという考え方もあります。前回「まちづくりステーション」という名称で取り組みを続けましたが、マンパワー等の関係で休止の状態になりました。今回は状況に応じて取捨選択するなど町行政との協働の視点をさらに重視し、“継続は力なり”の考えを大切にして進めていくことにします。
- ネットワークの第1歩は、情報交流と言えます。そのため、本まちづくり委員会がコアメンバー、世話人となり、多様な住民の取り組み団体等をはじめ、町行政、企業、大学の4者を結び付けるしくみづくりが求められています。
- 今後は、それぞれの主体の役割と分担を確認しながら、福崎町らしさを大切にしたまちづくりを進める組織づくりに向けて、徐々に取り組んでいくイメージが望ましいと考えます。

「若者」、「ばか者」、「よそ者」とは

- ・「若者」とは、積極的に活動に取り組むいわば“実働部隊”、若い人が大勢いればそれだけで活気づく、エネルギーと言う意味。
- ・「ばか者」とは、いわゆるアイデアマン。破天荒な発想や強い思い、熱烈な実行力・一生懸命に行動すると言う意味。
- ・「よそ者」とは、外の目。地域の人が当たり前と思っている既成概念や本来価値があるものを客観的な角度（または新しい視点）でその土地の人たちに気付かせると言う事。

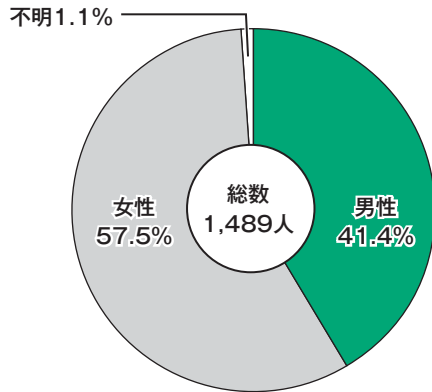
<福崎町まちづくりの役割分担のイメージ>



アンケート調査結果

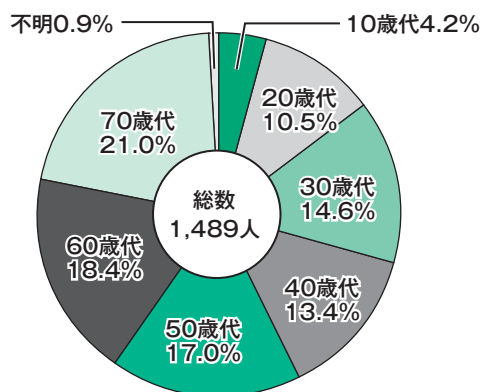
《回答者の構成》

〈図1〉性別



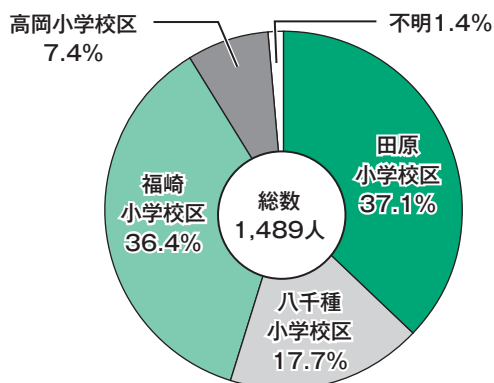
この図は、男女の構成比です。1,489人中、「男性」が616人（41.4%）、「女性」が857人（57.5%）で女性が約6割と高くなっています。

〈図2〉年齢別



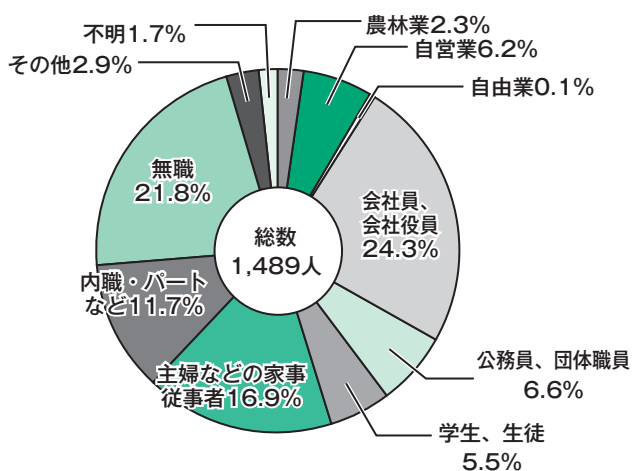
この図は、年齢別の構成比です。70歳以上が21.0%でもっとも高く、ついで60歳代、50歳代となり、50歳以上で6割近くとなっています。40歳代以下は42.7%となっています。

〈図3〉居住地



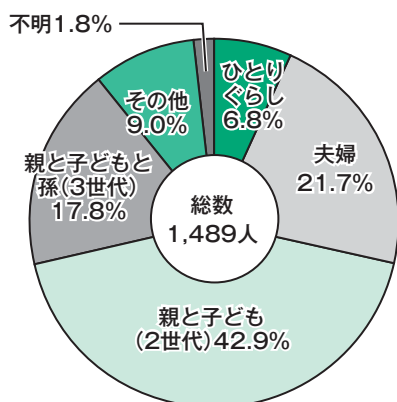
この図は、居住地を校區別に見たものです。もっとも多いのは、田原校区が37.1%、ついで福崎校区が36.4%、八千種校区が17.7%、高岡校区が7.4%となっています。

〈図4〉職業別



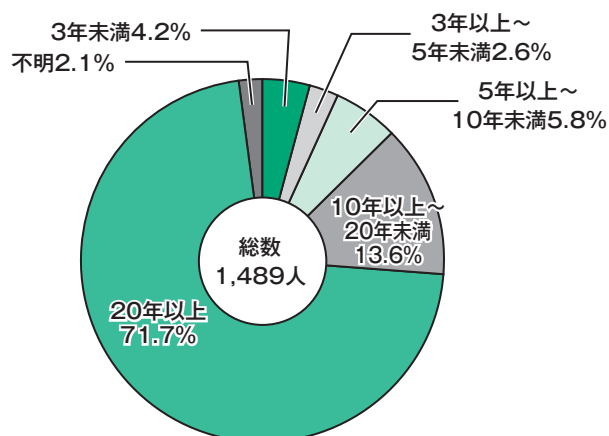
この図は、職業別の構成比です。「会社員、会社役員」が24.3%でもっとも多く、ついで「無職」、「主婦などの家事従事者」、「内職・パートなど」となっています。

〈図5〉家族構成



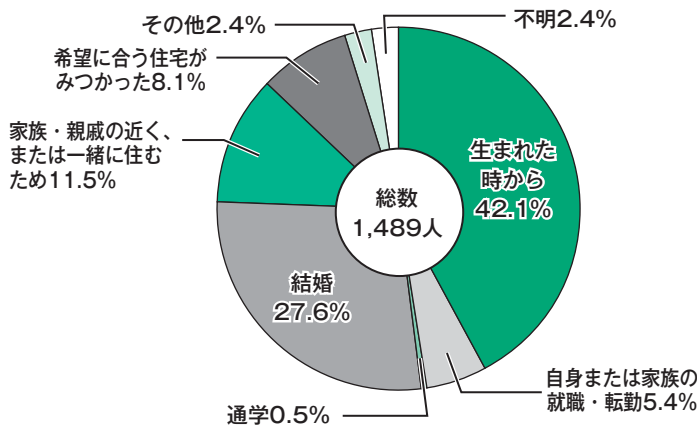
この図は、家族構成を尋ねたものです。「親と子ども(2世代)」が42.9%でもっとも多く、ついで「夫婦」、「親と子どもと孫(3世代)」となっています。

〈図6〉居住年数



この図は福崎町での居住年数を尋ねたものです。「20年以上」が7割以上で、ついで「10年以上～20年未満」が13.6%となっています。

〈図7〉 居住の理由



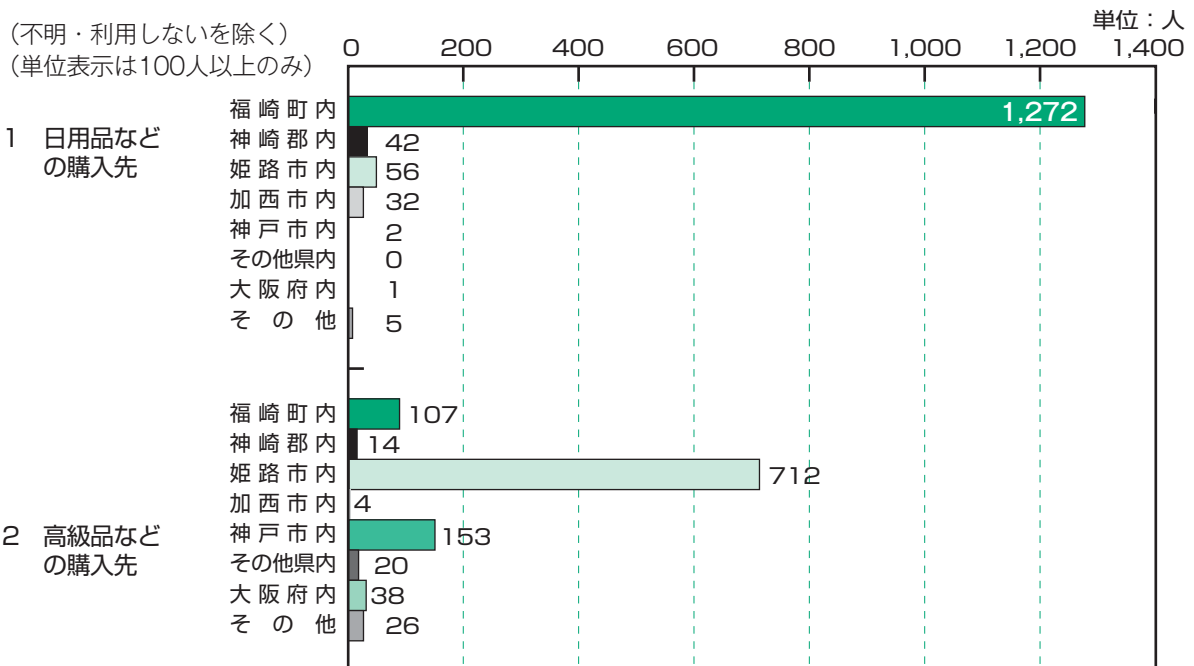
この図は居住の理由を尋ねたものです。居住の理由としては、「生まれた時から」が42.1%、「結婚」が27.6%、「家族・親戚の近く、または一緒に住むため」が11.5%となっています。

《日常生活圏》

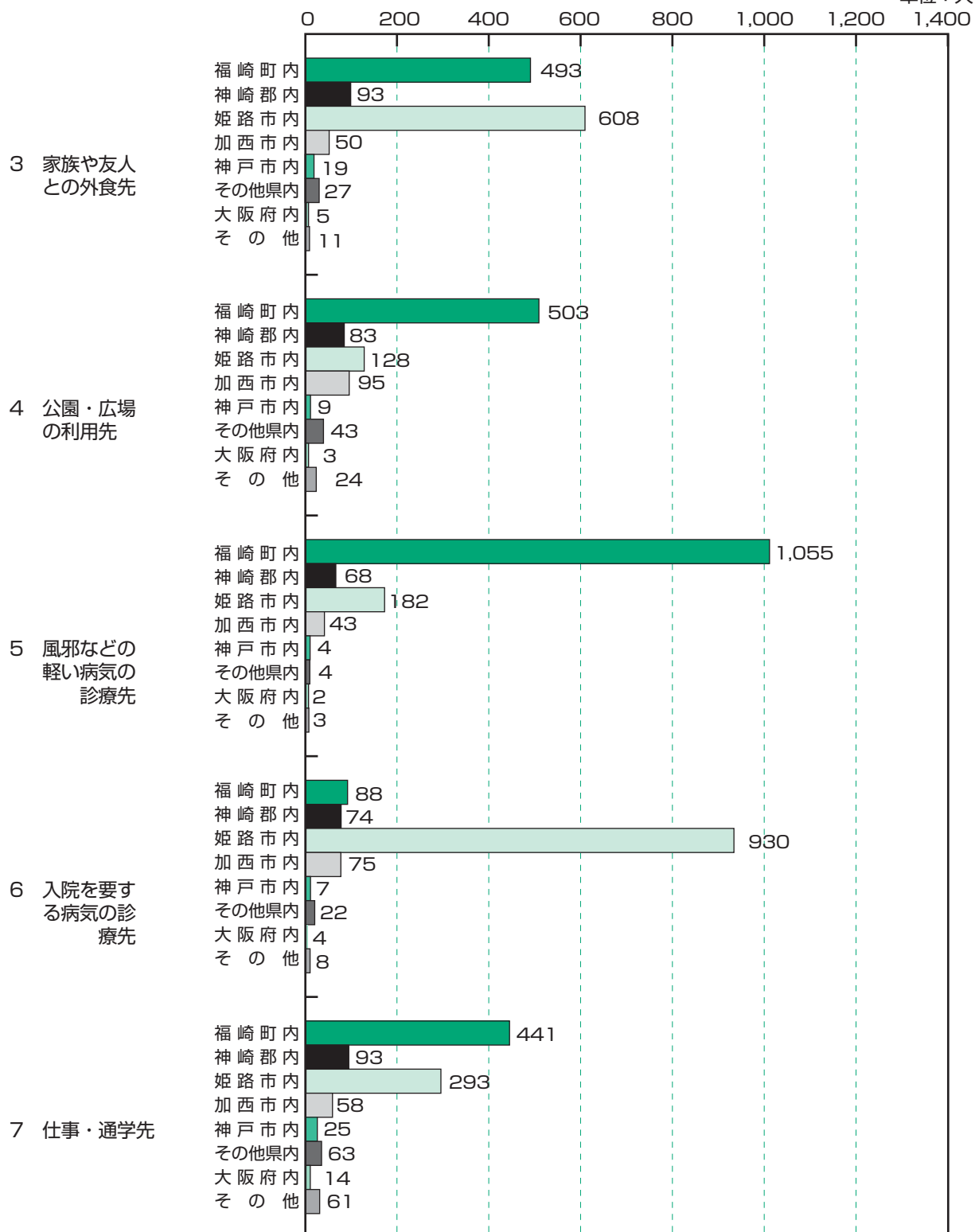
〈図8-1〉 日常生活圏

この図は、住民の行動範囲の実態をみるためのもので、各種消費、病気などの際の治療の行き先や通勤先について尋ねたものです。

- ・「日用品の購入先」は、スーパー等の立地により8割以上の方が町内で購入しています。
- ・「高級品の購入先」と「入院を要する病気の診療先」は、姫路市が最も高く、福崎町との結びつきの強さを示しています。
- ・「公園・広場の利用先」や「風邪などの軽い病気の診療先」は、町内が高くなっています。



単位：人

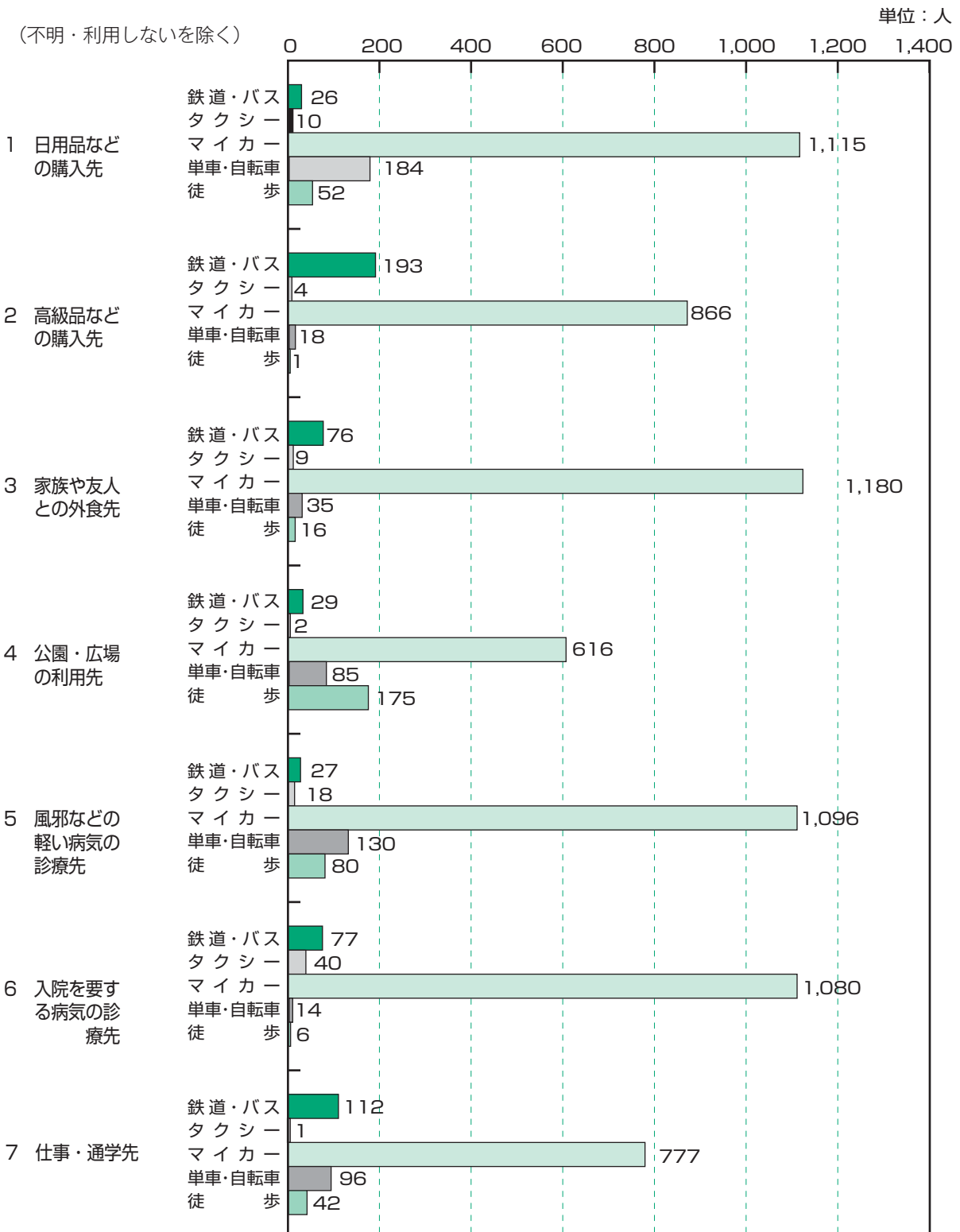


〈図8-2〉利用先までの交通手段

この図は、利用先までの交通手段について尋ねたものです。ほとんどの場合マイカーを利用されています。

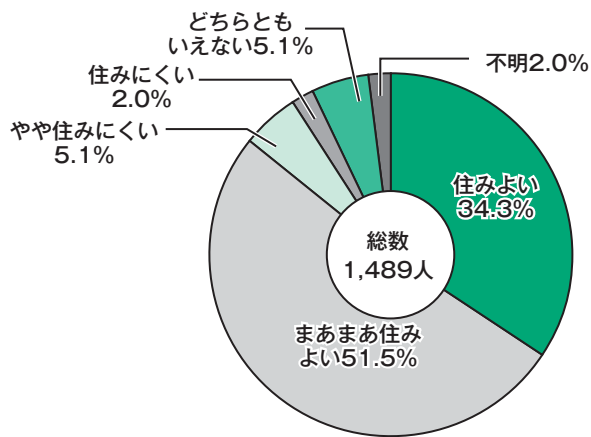
鉄道・バスは高級品などの購入で利用され、その他は仕事・通勤に利用されています。

町内の買い物や身近な診療所へは単車・自転車も利用しているようですが、公園へは徒歩で行く人が多くなっています。



《住みごころ》

〈図9〉 住みよさ



この図は、住みよさをみるためのものです。全体の86%の人が「まあまあ住みよい」51.5%、「住みよい」34.3%と答えています。また、7%の人は「やや住みにくい」5.1%、「住みにくい」2.0%と答えています。

〈図10〉 生活環境の満足度

この図は、住民の住まいをとりまく環境について尋ねたもので、居住環境に関する各項目について、満足の側または不満の側にどの程度片寄っているかを示しています。その中で「どちらかといえば満足」と感じている項目の上位3項目は次のとおりです。

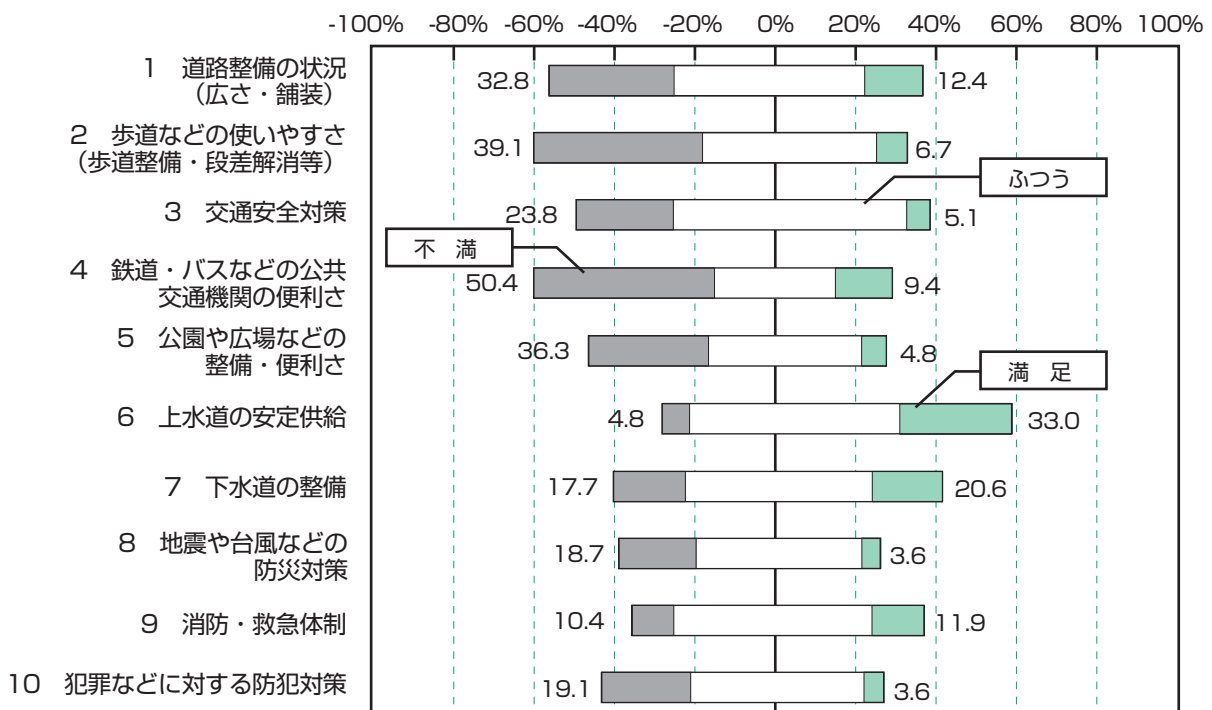
- ①上水道の安定供給 ②下水道の整備 ③歴史・文化財の保存・活用

また、「どちらかといえば不満」と感じている項目の上位3項目は次のとおりです。

- ①鉄道・バスなどの公共交通機関の便利さ ②歩道などの使いやすさ
③病院などの地域医療施設や医療制度

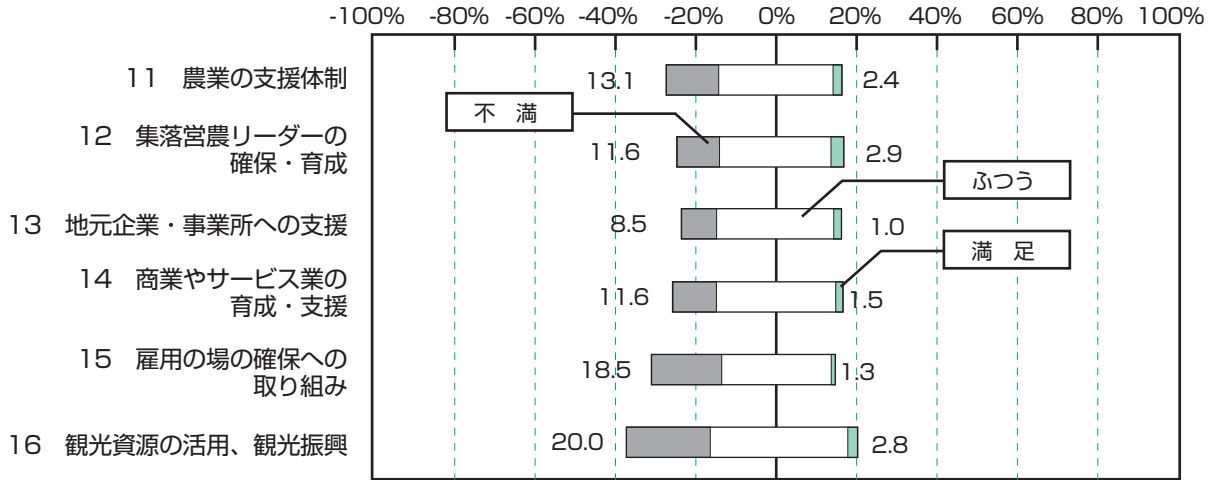
都市基盤・生活環境

(図中の数値単位は%、満足、不満のみ表示)



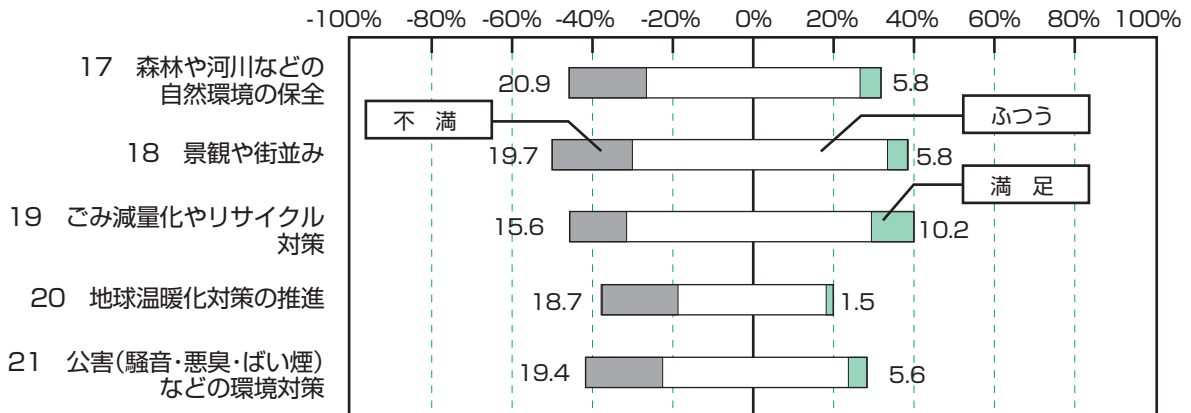
地域振興・観光

(図中の数値単位は%、満足、不満のみ表示)



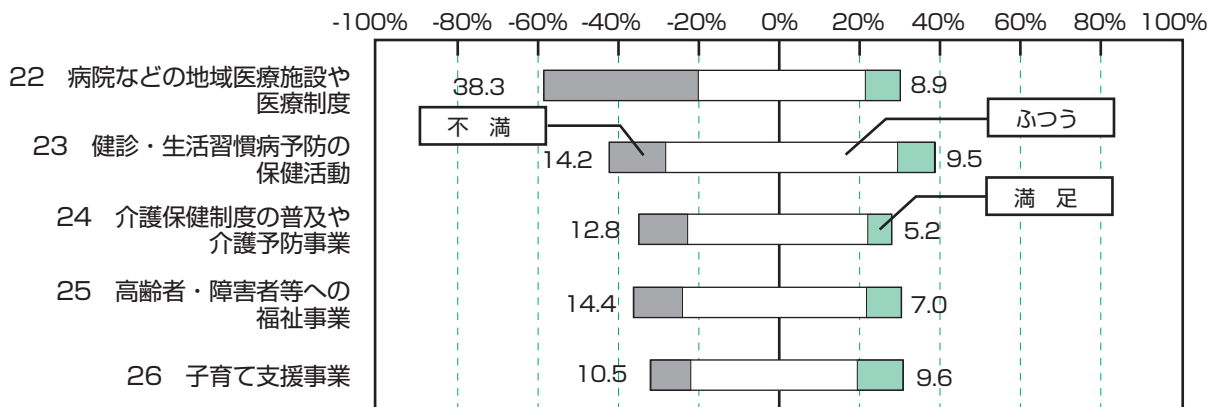
自然・環境

(図中の数値単位は%、満足、不満のみ表示)



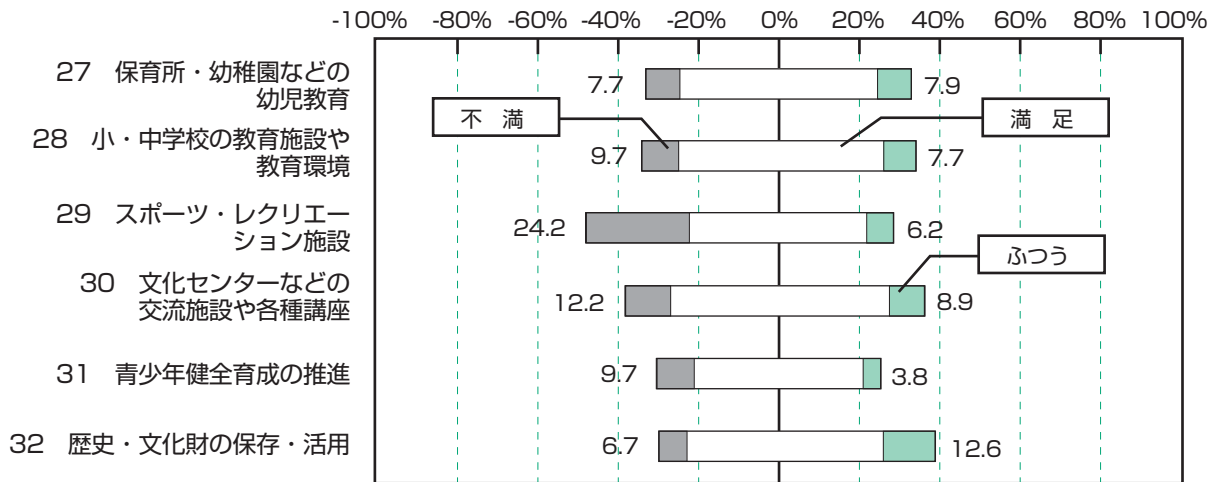
健康・福祉

(図中の数値単位は%、満足、不満のみ表示)



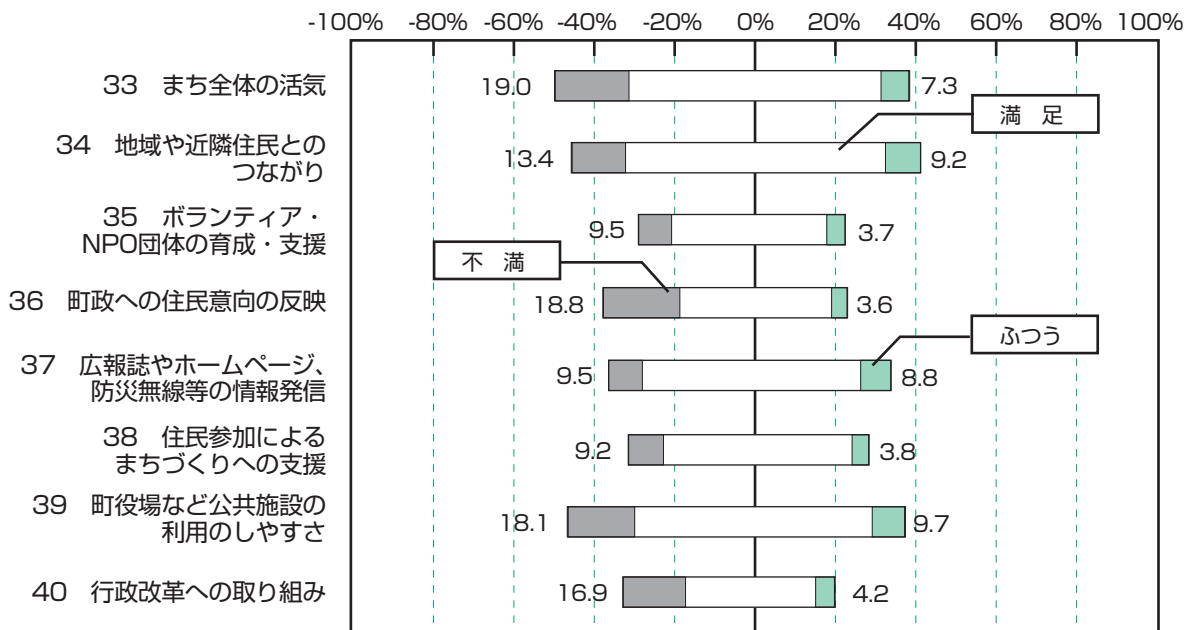
教育・文化・スポーツ

(図中の数値単位は%、満足、不満のみ表示)



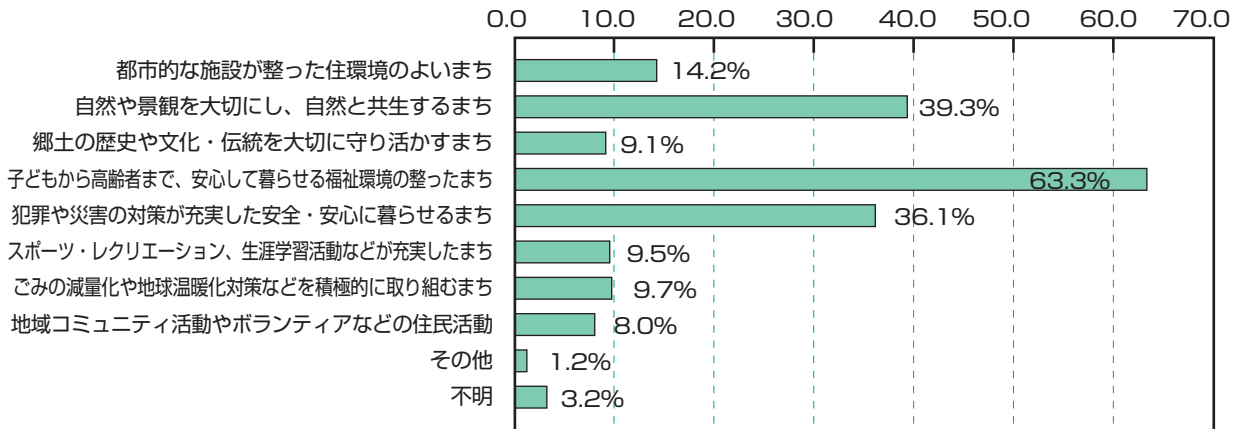
その他

(図中の数値単位は%、満足、不満のみ表示)



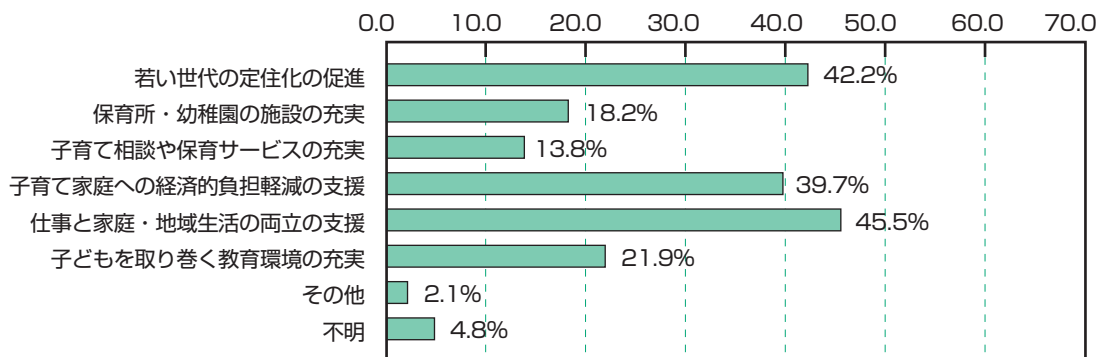
〈図11〉 望ましい将来の福崎町

この図は、望ましい将来の福崎町について尋ねたものです。「子どもから高齢者まで、安心して暮らせる福祉環境の整ったまち」が63.3%と一番高くなっており、「自然や景観を大切にし、自然と共生するまち」、「犯罪や災害の対策が充実した安全・安心に暮らせるまち」が40%近くあり、この3項目が特に高くなっています。



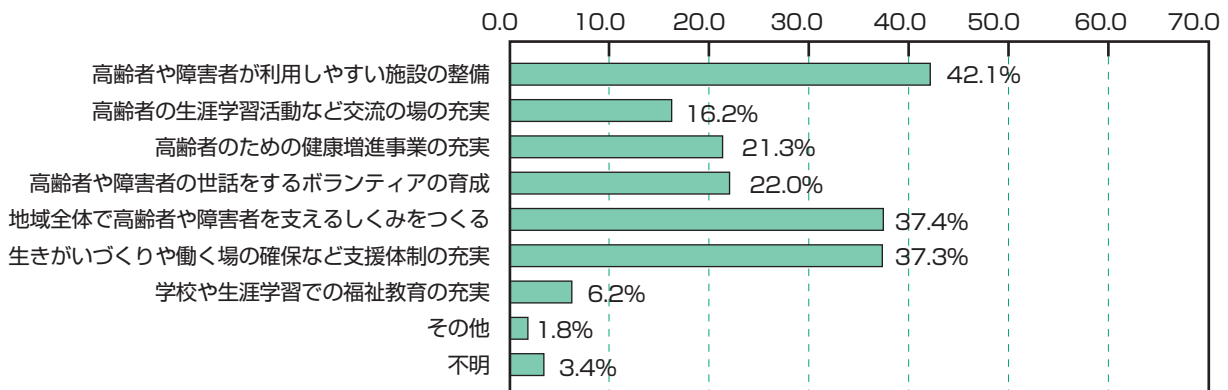
〈図12〉 少子化対策

この図は、少子化対策として重要なことについて尋ねたものです。「若い世代の定住化の促進」、「子育て家庭への経済的負担軽減の支援」、「仕事と家庭・地域生活の両立の支援」の3項目が約4割となっており、他の項目より2倍以上と高くなっています。



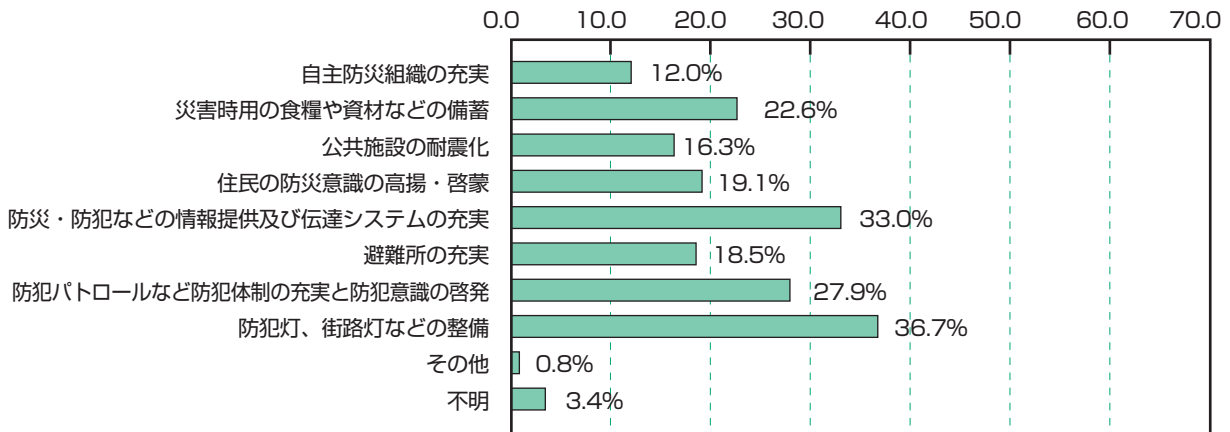
〈図13〉 福祉の充実

この図は、福祉の充実について尋ねたものです。「高齢者や障害者が利用しやすい施設の整備」が42.1%でもっとも多く、「地域全体で高齢者や障害者を支えるしくみの整備」、「生きがいづくりや働く場の確保など支援体制の充実」が37%の回答となっています。



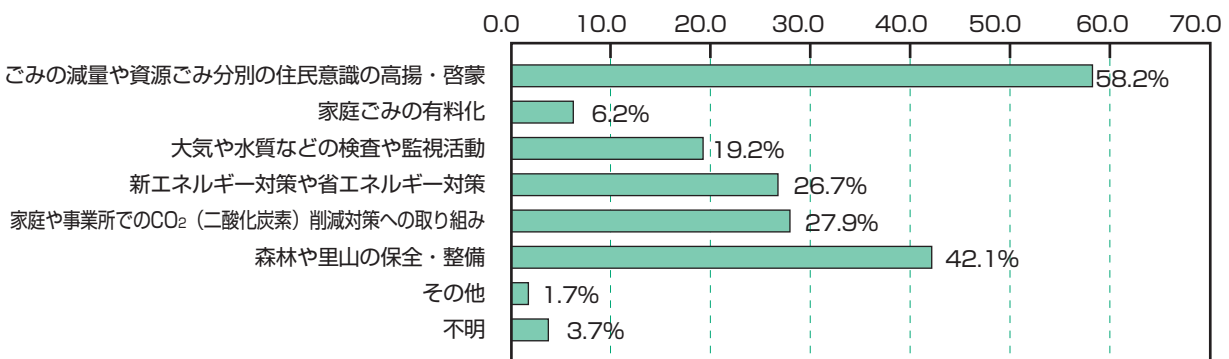
〈図14〉 防災・防犯対策

この図は、防災・防犯対策として重要なことについて尋ねたものです。「防犯灯、街路灯などの整備」や「防犯パトロールなど防犯体制の充実と防犯意識の啓発」が多くなっており、防犯対策への関心の高さが伺えます。また、防災については、「情報提供及び伝達システムの充実」や「災害時用の食糧や資材などの備蓄」が多くなっています。



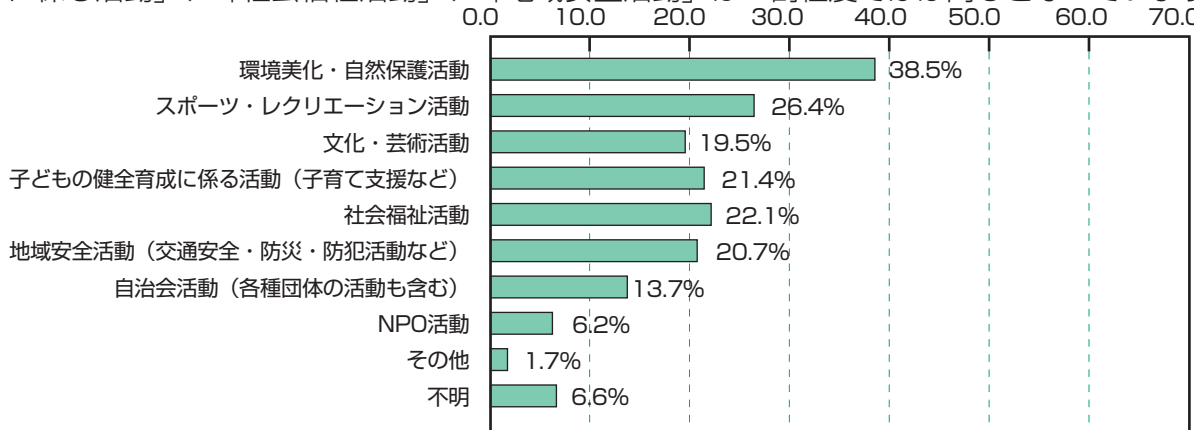
〈図15〉 環境対策

この図は、環境対策として重要なことについて尋ねたものです。「ごみの減量や資源ごみ分別の住民意識の高揚・啓蒙」が58.2%と非常に高く、ついで「森林や里山の保全・整備」が42.1%となっています。また、新エネルギー対策や省エネルギー対策や二酸化炭素削減対策への取り組みなど地球温暖化防止対策への取り組みについても関心が高くなっています。

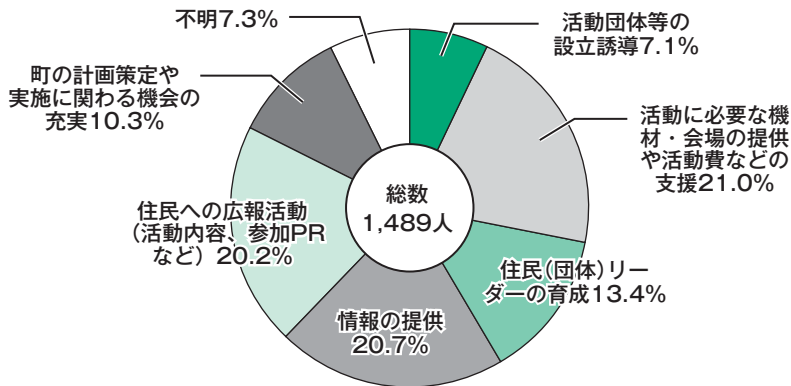


〈図16〉住民活動の参加内容

この図は、住民による活動に参加するとすれば、どのような活動に参加されるか尋ねたものです。「環境美化・自然保護活動」が38.5%と最も多く、ついで、「スポーツ・レクリエーション活動」が26.4%となっていますが、「文化・芸術活動」、「子どもの健全育成に係る活動」、「社会福祉活動」、「地域安全活動」は2割程度でほぼ同じとなっています。

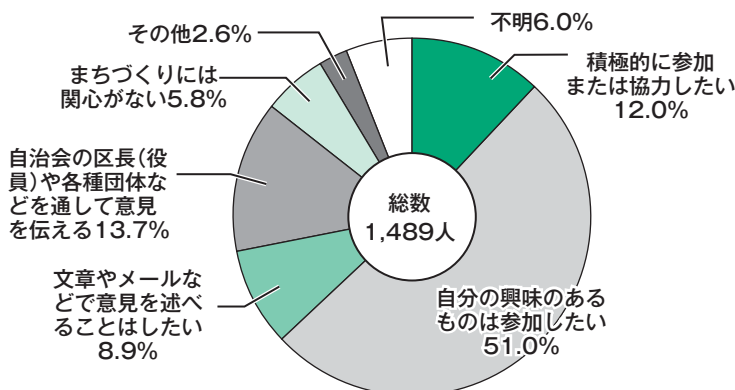


〈図17〉住民による活動を活発化するためには



この図は、住民による活動を活発化するために、行政はどんなことをすべきかを尋ねたものです。「活動に必要な機材・会場の提供や活動費などの支援」が21.0%、「情報の提供」が20.7%、「住民への広報活動」が20.2%とほぼ同数となっています。

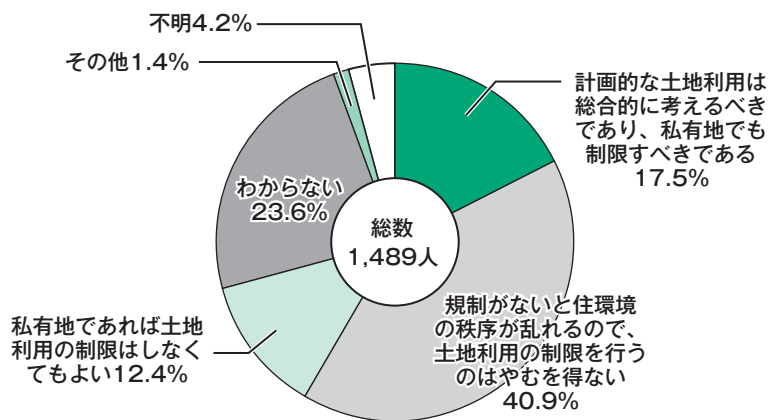
〈図18〉まちづくりへの関与



この図は、まちづくりへの関与について尋ねたものです。「自分の興味のあるものは参加したい」が51.0%となっており、「積極的に参加または協力したい」の12.0%と合わせると6割の人に参加の意向があることがうかがえます。

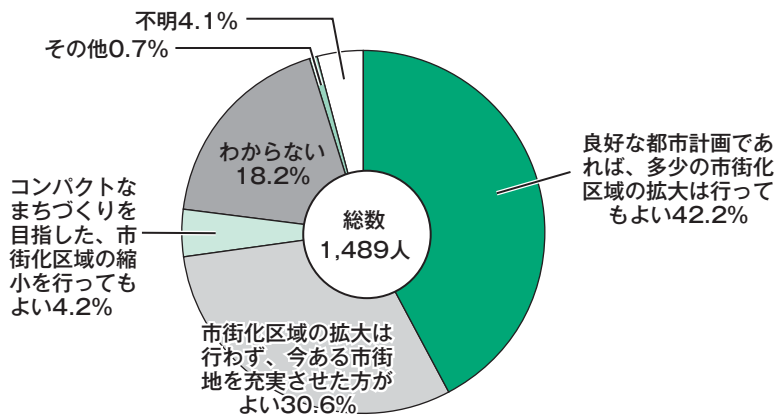
《都市計画について》

〈図19〉土地利用の制限



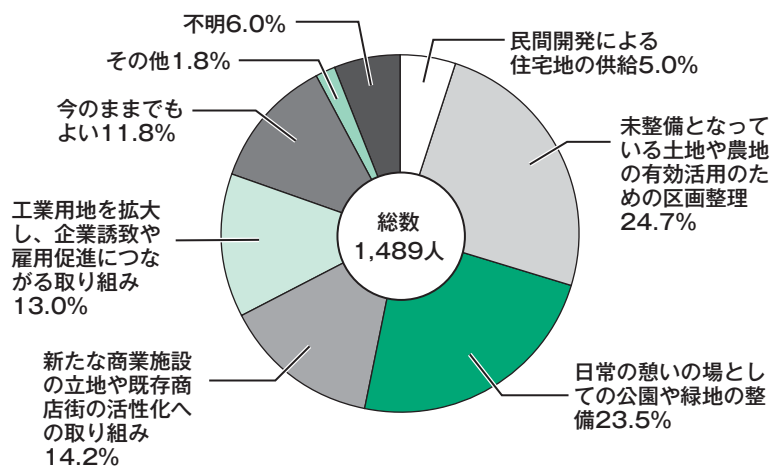
この図は、土地利用の制限について尋ねたものです。4割の人が「規制がないと住環境の秩序が乱れるので、土地利用の制限を行うのはやむを得ない」と回答されており、土地利用の制限について理解を示されていますが、一方で、約4分の1の人がわからないと回答しています。

〈図20〉市街化区域の拡大



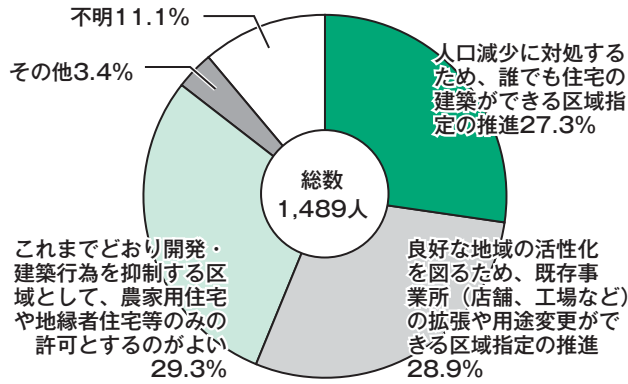
この図は、市街化区域の拡大・縮小について尋ねたものです。「良好な計画内容であれば、市街化区域の拡大は行ってもよい」が42.2%と多くなっています。

〈図21〉市街化区域での土地利用



この図は、市街化区域での土地利用について尋ねたものです。「未整備となっている土地や農地の有効活用のための区画整理」が24.7%、「日常の憩いの場としての公園や緑地の整備」が23.5%などとなっています。

〈図22〉市街化調整区域の建築行為の規制緩和



この図は、市街化調整区域での建築行為の規制緩和について尋ねたものです。「その他」、「不明」を除くと29.3%、28.9%、27.3とほぼ3等分した回答となっています。

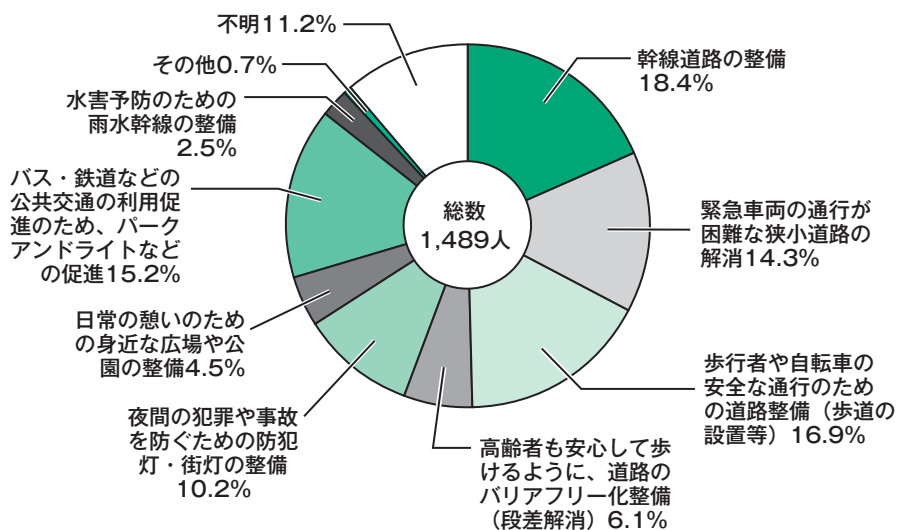
〈図23〉都市基盤や都市施設整備

この図は、都市基盤や都市施設整備について、町全体に必要なもの、また、住まいの地域に必要なものについて尋ねたものです。

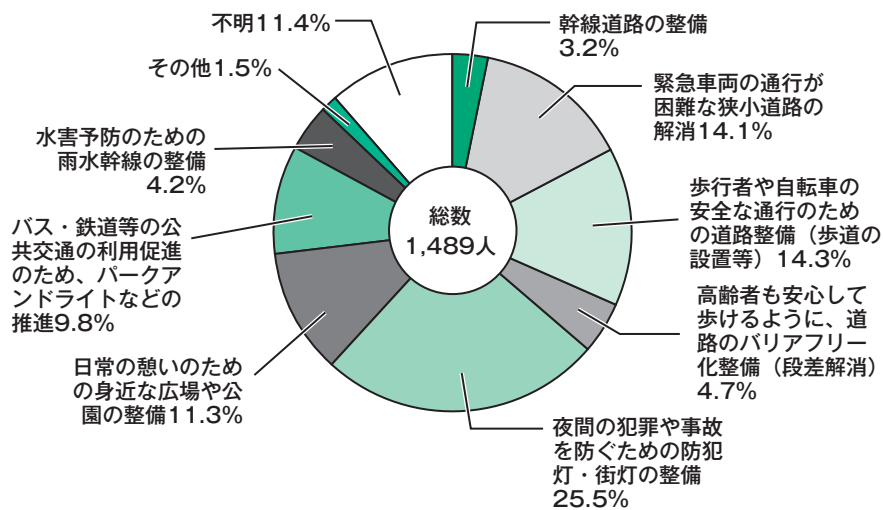
町全体に必要なものは、幹線道路整備や狭小道路の解消、歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備など道路関係が5割を占めています。

しかし、住まいの地域に必要なものは、道路関係は3割となり、防犯灯や街灯の設置が25.5%と最も多くなっています。

A. 町全体に必要なもの

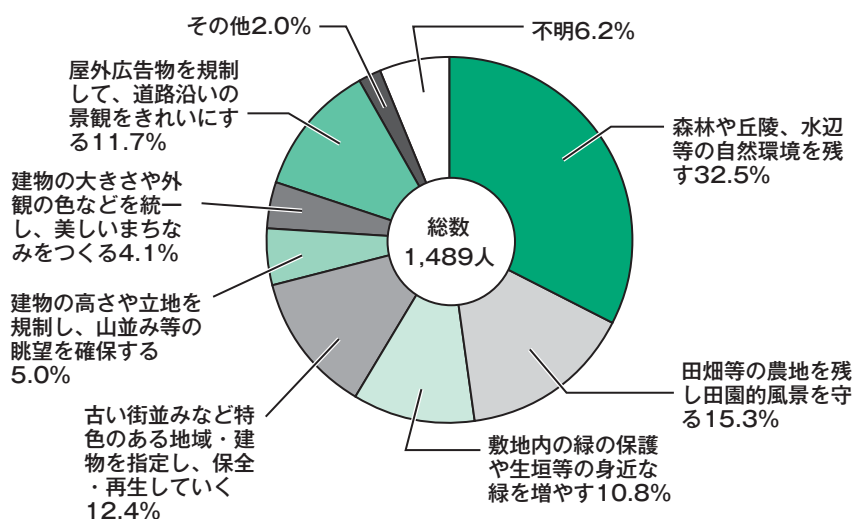


B. 住まいの地域に必要なもの



〈図24〉 自然環境や美しいまちなみの景観をまもり、つくりだすため

この図は、自然環境や美しいまちなみの景観をまもり、つくりだすために重要なことについて尋ねたものです。「森林や丘陵、水辺等の自然景観を残す」が32.5%、ついで「田畑等の農地を残し田園的風景を守る」が15.3%となっており、自然環境の保全への関心の高さがあらわれています。



福崎町第4次総合計画(後期基本計画)

発行年月 平成21年3月

発 行 兵庫県福崎町

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1

TEL.0790(22)0560 FAX.0790(23)0687

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>

E-mail kizai@town.fukusaki.hyogo.jp

印 刷 クリヤ印刷所



町章

全体の形は円満協和を表し、左右両端の鋭角は町の発展を表徴し、かたかなの「ク」を二つ組み合わせて「フク」とし図案化しています。

福崎町民憲章

(昭和61年11月22日)

“民俗学のふるさと”福崎町は、清流市川にはぐくまれ、豊かな風土と歴史を背景に、多くの偉人を生んだ学問・芸術文化のふるさとです。

先人のたゆまぬ努力によって、絶えざる躍進を続ける福崎町に、わたしたちは、誇りと責任をもち、活力とうるおいのある平和な町づくりのため、この憲章を定めます。

- 一、恵まれた自然を生かし、住みよい、調和のとれた町をつくりましょう。
- 一、豊かな伝統と歴史を守り、教養を深め、香りたかい文化の町をつくりましょう。
- 一、人を大切に、みんなで助けあい、豊かな心がふれあう町をつくりましょう。
- 一、心と体をきたえ、健康で、明るく楽しい町をつくりましょう。
- 一、くふうと努力を重ね、生きがいある、未来をひらく町をつくりましょう。